

河川氾濫等の通報の明確化と水防管理者及び市町村長の緊急安全確保措置について

伊藤久雄（N P O 法人まちばっとスタッフ）

令和 7 年 12 月の水防法等改正により、氾濫の発生による著しい危険が切迫し、命の危険から直ちに身の安全を確保することが必要な緊急的な状況下における河川管理者等による氾濫等の通報が明確に規定され、水防管理者及び市町村長の緊急安全確保措置の指示等に活用されることとなった。

このため、施設管理等を行う河川管理者・海岸管理者・下水道管理者、緊急安全確保措置の指示等を行う水防管理者及び市町村長、報道、法律など、有識者から意見、助言を受ける「水災における緊急安全確保に資する効果的な情報提供に関する検討会」が設置され、第 1 回の検討会を 12 月 19 日（金）に開催された。

近年、豪雨災害等が毎年のように発生する状況にあって、「緊急安全確保に資する効果的な情報提供」は非常に重要な課題だと思われる。そこで水防法改正の内容や検討会でどのような議論をしようとしているのか、などについて紹介したと思う。

1. 水防法等の改正（気象業務法及び水防法の一部を改正する法律）の概要

1 背景

近年の豪雨等の自然災害の頻発化・激甚化を背景として、自治体や住民等の防災対応の判断に資する、より明確で、きめ細かな情報のニーズが高まっている。また、外国法人等により行われる不適切な予報業務に対応して規制を強化する必要がある。

これらを踏まえ、「気象業務法」と「水防法」を一括改正し、観測・予測技術や情報通信技術の進展を踏まえた予報・警報の高度化・適正化を図る。

2 法律の概要

（1）洪水等に係る情報提供体制の強化

- ・気象庁は、洪水の危険性を住民へ迅速かつ確実に伝えるため、洪水の特別警報を新たに実施
- ・国土交通大臣又は都道府県知事は、気象庁の求めに応じ、洪水等の特別警報の判断に必要な情報を提供
- ・河川管理者等は、氾濫による著しい危険の切迫が認められる場合に都道府県知事等に通報

（2）高潮の共同予報・警報の創設

- ・国土交通大臣・気象庁長官・都道府県知事が共同して、波の打上げの要素を加味した高潮の予報・警報を新たに実施

(3) 外国法人等による予報業務に関する規制の強化

- ・予報業務許可制度の適切な運営の観点から、以下の措置等を講ずる
 - 許可の申請に当たって、国内代表者又は代理人（国内代表者等）の指定を義務付け
 - 国内代表者等の所在が不明である場合、簡易な手続きにより許可を取り消し
 - ・気象業務法に違反して、許可を取得せずに予報業務を行う者等について氏名等を公表

2. 水防法に基づく氾濫通報制度等について（検討中）

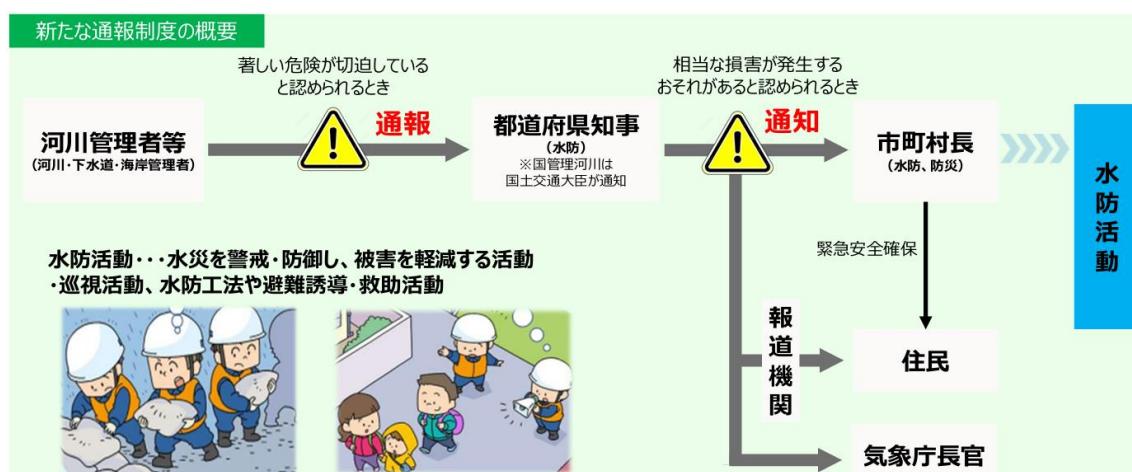
▽ 河川管理者等による氾濫に係る通報

○氾濫によって住民の生命に影響が及ぶ蓋然性が高くなる状況（警戒レベル5となる場合）においては、その状況の速やかな把握や迅速な身の安全を守る行動等の対応をとることが重要となる。

○氾濫による著しい危険が切迫した状態にあることを、河川管理者等が水防事務を担う都道府県知事等にプッシュ型で通報し、通報を受けた都道府県知事が、水防関係者に通知を行うことで、市町村長等による迅な緊急安全確保措置の指示やその他の的確な水防活動に繋げる。

※なお、通報を受けた都道府県知事が気象庁長官にも通知を行うことで、特別警報の発表の判断要素として活用される。

※浸水想定区域・・・住宅等が所在する区域において、洪水や高潮による氾濫等により
浸水が想定される区域（市町村がハザードマップを作成することとなっている）



▽ 沔濫通報等と新しい防災気象情報について

- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルにあわせて発表。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、レベル4相当の情報として危険警報を新設
- 情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表。
(例：レベル4 大雨危険警報 等)
- レベル5相当情報については、氾濫特別警報を新たに運用するとともに、氾濫通報も活用して運用。

水防法に基づく水位周知や氾濫通報を含めた新しい防災気象情報

警戒レベル 5相当	河川氾濫			大雨 ^{※4} 低地の浸水や 洪水予報河川以外 の外水氾濫	土砂災害 急傾斜地の がり崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や 波の打上げによる 浸水	(警戒レベルごとに) 住民がとるべき行動
	洪水予報河川	水位周知河川	その他 河川・下水道				
	河川ごと			市町村ごと			
警戒レベル 5相当	レベル5 ^{※1, 2} 氾濫特別警報	レベル5 ^{※2} 氾濫発生情報	レベル5 ^{※2} 氾濫発生情報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 ^{※1, 2, 5} 高潮特別警報	命の危険 直ちに 安全確保！
<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！>							
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 ^{※3} 氾濫危険情報	—	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から 全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 氾濫警戒情報	—	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は 早めに避難、避難の 準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 氾濫注意情報	—	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認 (避難場所や避難ルート、 避難のタイミングなど)
警戒レベル 1	早期注意情報						災害への心構えを高める

※1 レベル5氾濫特別警報とレベル5氾濫発生情報（高潮の場合はレベル5高潮特別警報とレベル5高潮氾濫発生情報）は一体的に発表される。

※2 レベル5氾濫発生情報（高潮の場合はレベル5高潮氾濫発生情報）については、河川管理者等による氾濫通報を用いて運用されるほか、特別警報の発表判断にも活用。氾濫通報を運用する対象については、緊急安全確保に特に留意が必要となる氾濫をもたらす河川・海岸・下水道を選定し、氾濫状況（家屋倒壊、深い浸水、地下街浸水）が想定される河川区間等とともに、事前に水防計画で定めておく。

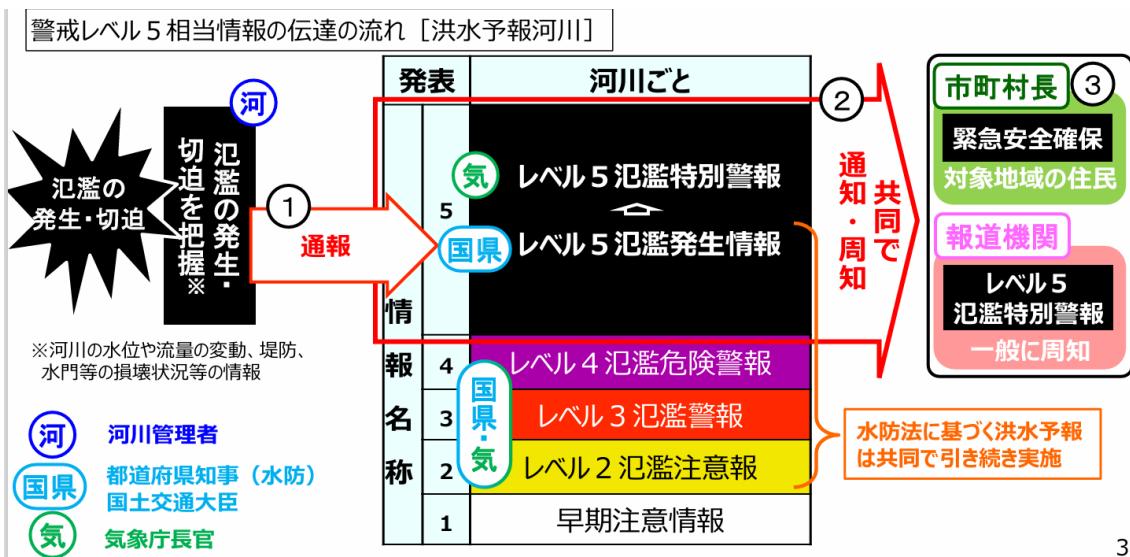
※3 水位周知河川において河川管理者から発表されている5段階の水位到達情報については今後も継続して運用される（レベル4氾濫危険情報以外の運用は任意）。

※4 大雨に関する情報（市町村ごとに発表）では、大雨による低地の浸水に加えて洪水予報河川以外の外水氾濫についても扱う。

※5 高潮では、より精度の高い予測情報を国土交通省・気象庁・都道府県で共同予報する制度を一部海岸で新たに運用。

▽ 洪水に係る警戒レベル5相当情報の運用体制（洪水予報河川）

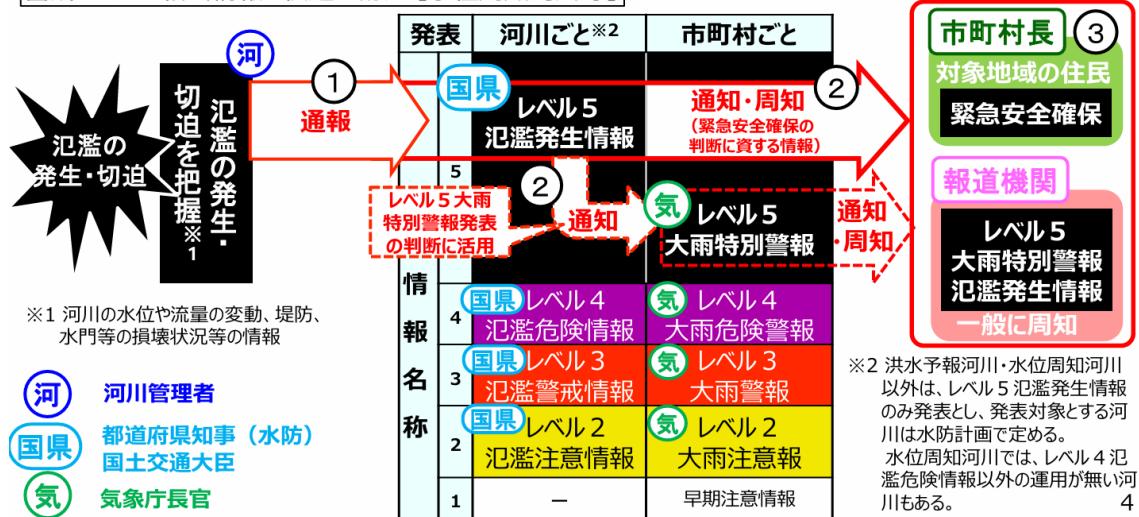
- ① 洪水による氾濫の発生や氾濫が迫っていることを関係者にプッシュ型で情報提供するため、河川管理者等による危険の切迫を認める場合に都道府県知事へ通報する制度を創設
- ② 国土交通大臣又は都道府県知事は、河川管理者からの通報に基づき、河川管理者からの通報に基づき、レベル5氾濫発生情報を関係機関へ通知するほか、気象庁長官の求めに応じ、洪水の特別警報の判断に必要な情報（河川の水位や流量の変動、堤防、水門等の損壊状況等）を提供
- ③ 町村長は、国土交通大臣又は都道府県知事、気象庁長官からの「レベル5氾濫情報（レベル5氾濫発生情報と共同で実施）」の通知を踏まえ、対象地域の住民に対して緊急安全確保の発令を判断



▽ 洪水に係る警戒レベル5相当情報の運用体制（水位周知河川等）

- ① 洪水による氾濫の発生や氾濫が迫っていることを関係者にプッシュ型で情報提供するため、河川管理者等は、氾濫による危険の切迫を認める場合に都道府県知事へ通報する制度を創設
- ② 国土交通大臣又は都道府県知事は、河川管理者からの通報に基づき、レベル5氾濫発生情報を関係機関へ通知・周知（気象庁が発表するレベル5大雨特別警報の発表判断にも活用）
- ③ 市町村長は、国土交通大臣又は都道府県知事からの「レベル5氾濫発生情報」の通知をまえ、対象地域の住民に対して緊急安全確保の発令を判断

警戒レベル5相当情報の伝達の流れ [水位周知河川等]



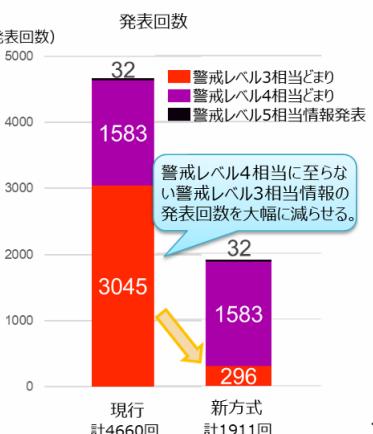
- ▽ 高潮に係る警戒レベル5相当情報の運用体制の強化（高潮予報海岸）
- ▽ 高潮に係る警戒レベル5相当情報の運用体制の強化（その他海岸）
(以上2点は参考資料参照)
- ▽ 土砂災害に関する情
 - 警戒レベル4相当は、現在の土砂災害警戒情報からレベル4土砂災害危険警報に呼称が変更されるが、情報の伝達の流れは変わらない。
※土砂災害防止法第27条に基づく避難に資する情報であることは変わらない
 - レベル3土砂災害警報は、3時間先※にレベル4土砂災害危険警報の基準に達すると予想される場合に発表。現在の大雨警報（土砂災害）に比べ、警戒レベル4相当に至らない情報発表が大幅減。
※4~6時間先にレベル4基準に到達すると予想が可能な場合にも発表

警戒レベル4相当情報の伝達の流れ

発表指標	60分雨量（解析・予測） 土壌雨量指數（解析・予測）	
	5	4
情報名称	5	レベル5土砂災害特別警報
	4	レベル4土砂災害危険警報
	3	レベル3土砂災害警報
	2	レベル2土砂災害注意報
	1	早期注意情報

県 都道府県知事 気 気象庁長官

警戒レベル3相当情報の発表回数の比較 (令和3年のデータに基づく)



3. 検討会（第1回） 議事要旨

第1回検討会では、次のような議題で各委員から意見が出されている。全部は紹介できないので、3点目に出された意見を紹介する。他の項目は参考資料をお読み頂きたい。

- ・気象業務法・水防法の改正概要について
- ・氾濫等の通報の対象とする氾濫について
- ・通報制度の運用に当たっての課題について
- ・通報に関する情報について

○ 通報の対象とする氾濫について

- ・以前は水位の情報から避難情報を発令していたが、最近は大雨警報で避難情報を発出することが多くなってきている。様々情報があつてもよいが、重要なことは宅地浸水や道路冠水により重大な被害がでるのかどうかである。内水の影響が大きい地域では排水機場のポンプの停止が避難の重要なトリガー情報となる。
 - ・水防法第24条の2の通報は、第1項でハザード（災害の危険性）がある地域で氾濫が発生する際に都道府県知事等に通報され、第2項で通報を受けた都道府県知事等が地域の脆弱性も踏まえ水防管理者等に通知することとなっている。緊急時には迅速な判断が求められることから、第1項の河川管理者等による通報、第2項の都道府県知事等による通知の対象について、予めお互いの認識をあわせ水防計画に定めるものであることがわかるようにする必要がある。
 - ・大規模な水災では、一般的に内水氾濫や支川氾濫が先に発生するが、これにより氾濫発生情報を発表、緊急安全確保発令によって住民が立ち退き避難を行わなかつた後に、大河川が氾濫し立ち退かなかつた住民に人的被害が発生することが想定される。このような事態も想定し、河川毎の水災リスクを中心としたこれまでの警戒避難の考え方から、地域全体で複数の水災リスクを総合的に考慮した警戒避難の考え方へと発展させていくべき。
- のために参考となるような、防災気象情報や複数の河川の浸水区域が重なる場合の情報の出し方、避難のあり方を整理しておくべきではないか。
- ・警戒レベル5相当の情報は基本的には既にできることが限られているため、警戒レベル相当及び警戒レベル4相当の情報を連続的に考えて警戒レベル5相当の情報がどうあるべきかを整理しておくべきではないか。
 - ・通報の対象とする氾濫をある程度絞るということになるため、住民にすべての氾濫が通報されないことを理解してもらう必要がある。

4. 今後の課題

第2回検討会は1月6日に開催されているが、今後どの程度の頻度で開催されるのか分からぬ。検討会には自治体の首長も参加しているが、特に小規模自治体の首長の意見も聞く機会も設けるべきだと思う。

レベル5は、「命の危険、直ちに避難」を呼びかけるものだが、その地域の一人一人、全ての人に届くにはどうしたらいいか、試行錯誤があつてもいいから議論を続けるべきだと思う。

<参考資料>

■報道発表資料（PDF形式）PDF形式

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001973120.pdf>

■水防法に基づく氾濫通報制度等について（検討中）

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/keiho-update2026/pdf/floodreport_info2026.pdf

■水災における緊急安全確保に資する効果的な情報提供に関する検討会（第1回）

議事要旨

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/river/content/001977091.pdf>